

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

一 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引上げ

- (1) 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額十六万六千九百五十円（現行十六万五千五百円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき等に支給する額を、月額七万二千九百九十円（現行七万七千九百九十円）に改めることとする。

- (2) 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額八万三千四百八十円（現行八万二千五百八十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき等に支給する額を、月額三万六千五百円（現行三万五千四百円）に改めることとする。

二 障害補償年金及び傷病補償年金並びに障害年金及び傷病年金の定期報告等の一部廃止

(1) 障害補償年金及び傷病補償年金並びに障害年金及び傷病年金の定期報告について、厚生労働大臣が個人番号を活用した情報連携によって特定個人情報の提供を受けることができる者については、廃止することとする。

(2) 傷病補償年金及び傷病年金の定期報告について、報告書への医師等の診断書の添付を求めないこととする。

三 処分性のある社会復帰促進等事業の規定

社会復帰促進等事業のうち、次に掲げる処分性のある事業について省令上新たに規定を設けることとする。

(1) 義肢等補装具費の支給

義肢等補装具費は、義肢、装具、車椅子等の購入又は修理に要した費用を、障害補償給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者等に対して、支給するものとする。

(2) 外科後処置の実施

外科後処置は、障害補償給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者等に対して、診察、薬剤又は治療材料の支給等の医療の給付を行うものとする。

(3) 労災はり・きゅう施術特別援護措置の実施

労災はり・きゅう施術特別援護措置は、厚生労働省労働基準局長が定める疾病にり患し、障害補償給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める者等に対して、行うものとする。

(4) アフターケアの実施

アフターケアは、障害補償給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者等に対して、保健上の措置として診察等の措置を行い、当該者に対して、健康管理手帳を交付するものとする。

(5) アフターケア通院費の支給

アフターケア通院費は、(4)の者に対して、支給するものとする。

(6) 振動障害者社会復帰援護金の支給

振動障害者社会復帰援護金は、労働基準法施行規則別表第一の二第三号3に掲げる疾病にり患し、療養補償給付を一年以上受けていた者であつて、当該疾病が治った者に対して、支給するものとする。

(7) 頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の実施

頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護は、業務上の負傷に起因する疾病のうち厚生労働省労働基準局長が定める疾病にり患し、障害等級第十二級以上の障害補償給付又は障害給付の支給を受けた者のうち、業務災害又は通勤災害が発生する前の労働に従事することが困難であり、技能の習得を必要とする者に対して、行うものとする。

(8) 労災就学援護費の支給

労災就学援護費は、遺族補償年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、学校に在学している者であつて、学資等に要する費用の支給を必要とする状態にあるもの等に対して、支給するものとする。

すること。

(9) 労災就労保育援護費の支給

労災就労保育援護費は、遺族補償年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児及び幼児であり、かつ当該乳児及び幼児と生計を同じくしている者の就労のため幼稚園等に預けられている者であつて、保育に要する費用の援助の必要があると認められるもの等に対して、支給するものとする。

(10) 休業補償特別援護金の支給

休業補償特別援護金は、業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日が四日以上である労働者であつて、労働基準法に規定する休業補償を受けておらず、かつ、事業場の廃止等により、休業補償を請求することができない者等に対して、支給するものとする。

(11) 長期家族介護者援護金の支給

長期家族介護者援護金は、障害等級第一級又は第二級の障害補償年金等を受けていた期間が十年以

上である者の遺族のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者に対して、支給するものとする。

(12) 労災療養援護金の支給

労災療養援護金は、労働基準法施行規則別表第一の二第一号及び第五号に規定する疾病のうち厚生労働省労働基準局長が定める疾病により、打切補償費の支給を受けた者であつて、当該疾病の療養のため、厚生労働省労働基準局長が定める病院又は診療所において診療を受けているものに対して、支給するものとする。

四 時間外労働等改善助成金の見直し

(1) 時間外労働等改善助成金の名称を働き方改革推進支援助成金に改めることとする。

(2) 働き方改革推進支援助成金の支給に当たり、中小企業事業主が作成する計画に記載する労働時間等の設定の改善のための措置について、「所定外労働の削減のための措置」を「労働時間の短縮のための措置」とすることとする。

五 前払一時金等の料率改正

障害補償前払一時金、遺族補償前払一時金、障害年金前払一時金及び遺族年金前払一時金と年金たる保険給付の調整規定における利率を、「百分の五」から「労働者災害補償保険法第八条第一項に規定する算定事由発生日における法定利率」に改めることとする。

第二 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受けている者であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額七万二千九百九十円、五万四千七百九十円又は三万六千五百円（現行七万七千九百九十円、五万三千九百九十円又は三万五千四百円）に、介護に要する費用として支出された費用がその額を超えるときに支給する限度額を、介護の程度に応じて月額十六万六千九百五十円、十二万五千二百六十円又は八万三千四百八十円（現行十六万五千五百五十円、十二万三千八百六十円又は八万二千五百八十円）に改めることとする。

第三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

個別事業の保険料率の増減幅を定める際に用いるメリット収支率（業務災害について支給された労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金（以下この第三において「給付等」という。）の額と保険料の額との割合をいう。）の算定に当たり、給付等の額として第五の二により準用する労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）附則第二条第一項の規定により支給された同項第二号に掲げる額に加えた額を算入しないこととする。

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和二年四月一日から施行すること。ただし、第一の二及び第三は、公布の日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、この省令の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付並びに労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による障害特別年金、遺族特別年金及び傷病特別年金について、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）附則第二条の規定を準用すること。